

## 質問（16条関連）

1. p.217に、靱性保証型指針によって付着に対する安全性の検討を行えば、16条の安全性の検討は省略できるとあります。靱性保証型指針 p18 の設計用付着応力度について、せん断ひび割れを生じないことが確かめられた場合、式 (6.8.1) の  $L-d$  を  $L$  としてもよろしいでしょうか。
2. p.210では、せん断ひび割れの発生の判断に、15条の (15.1) 式、(解 15.1)、(解 15.8) 式を用いてよいとあります。せん断ひび割れの確認の式として、靱性保証型指針 p.15 のせん断ひび割れ強度  $V_c$  の式 (6.2.1) を用いて行って問題ないでしょうか。

(匿名希望)

## 回答

1. 「鉄筋コンクリート造建物の靱性保証型耐震設計指針・同解説」（以下、靱性保証型指針）の式 (6.8.1) の  $L-d$  を  $L$  としたときの設計用付着応力度  $\tau_f$  が付着信頼強度  $\tau_{bu}$  を下回ることを確認すればよいかという質問だと思いますが、これについては実験結果による検証が行われておりません。靱性保証型指針の 6.8 節により付着に対する安全性の検討を行う場合は、当該指針に従って設計者が適切に検討することが望まれます。
2. 16条の (16.2)、(16.4)、(16.5)、(16.6) 式を用いて平均付着応力度を算出する際、せん断ひび割れ発生の判断に靱性保証型指針の式 (6.2.1) を用いることは想定しておりません。曲げ材に圧縮軸力が作用すると付着割裂破壊しやすくなる場合がありますが、靱性保証型指針の式 (6.2.1) では圧縮軸力は  $V_c$  を増大させますので、危険側の判断となる可能性があります。